

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

処分庁

[REDACTED]福祉事務所長

上記審査請求人が令和4年12月27日に提起した、上記処分庁による令和[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日付けで行った保護変更申請却下処分についての審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

第1 事案の概要

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人に対して令和[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第9項において準用する同条第3項の規定に基づく保護変更申請却下決定（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

2 事案の経緯等

- (1) 審査請求人は、処分庁から法による保護を受けている。
- (2) 審査請求人は、令和4年12月9日、処分庁に対し、転居に係る転居希望先の賃貸住宅のご契約金お見積書を添付して、住宅扶助費を支給することを求める保護変更申請（以下「本件申請」という。）書を提出した。

本件申請の転居の理由として「① 住民同士のトラブル等があり、警察が

聞込み、調査があったため。環境が良くない、捜査対象の部屋があった。②
[]の外れの職場で働く予定があり、居宅が遠くなるため。」と記載されている。

(3) 処分庁は、同月13日、審査請求人に対して架電し、就労状況について聴取したところ、就労が決定したわけではないことや、就労を見越し、早めに転居先を確保しておきたい旨を聴取した。

(4) 処分庁は、[]月[]日付けで、審査請求人に対し、本件申請を却下する旨の本件処分を行った。本件処分の通知書（以下「本件処分通知書」という。）には、処分の理由として、「生活保護手帳間（第7の30）〔転居に際し敷金等を必要とする場合〕に該当しないため」とし、生活保護手帳の該当ページ2枚を同封して、通知した。

(5) 審査請求人は、同年12月27日、埼玉県知事に対し、本件処分の取消しを求める本件審査請求をした。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

令和4年12月9日の転居費用の請求において、[]月[]日の保護決定通知書にて却下されました。却下理由があまりにも抽象的で、理由になっていない。ただ、教科書を抜粋のコピーにすぎない。法律は、条文のまる暗記、まる写しではなく、正しい解釈が重要である。「該当しない」ではあまりにも抽象的である。今回の転居費用請求は理由がある。就職活動において、範囲を広げる事で決まりやすくなり、自立助長になる。職業選択の自由を侵害し、憲法においての引っ越しの自由の侵害である。

① 保護決定の根拠の説明を求める。

② 決定を出した、これまでの経緯も求める。

あまりにも根拠が不十分である。正しい法解釈と、理由の説明がなければ、利用者抑制の水際作戦にすぎない。

2 処分庁の主張

本件審査請求は、処分庁が転居にかかる費用についての保護変更申請を却下したことについて不服とのことであるが、次の理由により本件処分に瑕疵はない。

被保護者の転居に際し敷金等を必要とする場合の取り扱いについては、昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知（以下「課長通知」という）に定められている。この基準により、本件処分を行ったところである。

保護変更申請書における①の転居理由について、住民同士のトラブルや警察の捜査等、居住環境が良くないことが挙げられている。しかしながら、審査請求人が犯罪等の被害にあった事実はなく、課長通知第7の問30の答の18における「犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する必要がある場合」に該当しない。

次に、同申請書における②の転居理由について、審査請求人に聴取したところ、就労の事実はなく、就労先が内定したという事実も確認できなかった。そのため、課長通知第7の問30の答の8における「現在の居住地が就労の場所から遠距離にあり、通勤が著しく困難であって、当該就労の場所の附近に転居することが、世帯の収入の増加、当該就労者の健康の維持等世帯の自立助長に特に効果的に役立つと認められる場合」には該当しない。

以上のことから、適正な事務処理によって本件処分を行ったもので、処分に瑕疵はない。

なお、本件処分通知書を審査請求人に送付する際、生活保護手帳（課長通知第7の問30）の写しも同封している。

第3 理由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することができない者に対して、住居、補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲において行われる（法第14条）。
- (2) 被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、特別基準額に3を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこととされている。ただし、近い将来保護の廃止が予想され、その後に転居することをもって足りる者については、この限りでないとされている（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の4（1）力）。

局長通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項に規定する処理基準（以下「処理基準」という。）である。

- (3) 課長通知第7の問30答には、局長通知第7の4（1）力にいう「転居に

際し、敷金等を必要とする場合」として18項目が列挙されており、本件に関わるものとしては、次のとおり規定されている。

「8. 現在の居住地が就労の場所から遠距離にあり、通勤が著しく困難であって、当該就労の場所の附近に転居することが、世帯の収入の増加、当該就労者の健康の維持等世帯の自立助長に特に効果的に役立つと認められる場合」

「18. 犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する必要がある場合」

(4) 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない（行政手続法（平成5年法律第88号）第8条第1項）。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる（同項ただし書）。前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない（同条第2項）。

(5) 課長通知は、地方自治法第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく法定受託事務に係る法の処理基準とされている。

2 本件処分の違法性又は不当性の有無について

(1) 被保護者に敷金等の転居費用を住宅扶助として支給することができるのは、「被保護者が転居に際し敷金等を必要とする場合」（局長通知第7の4（1）力）として、課長通知第7問30答各号に列挙された要件に該当する場合に限られるとされている。そして、この要件に該当するか否かの判断は、被保護者の生活実態を知悉する保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられていると言ふべきであって、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が重要な事実の基礎を欠くか、又は、事実に対する評価が合理性を欠くこと等によりその内容が社会通念に照らし妥当性を欠くものと認められる場合には、裁量権の行使としてされた処分が違法又は不当なものになると解される。

処分庁は、本件の判断に当たり、上記課長通知の要件に該当するか否かに

ついて、審査請求人の生活実態や就職活動状況等を把握し、総合的に判断することになる。

- (2) これを本件についてみると、処分庁は令和4年12月9日、審査請求人から本件申請を受理し、同月13日に就労の状況について確認するため審査請求人に架電し、「

。就労を見越し、早めに転居先を確保しておきたいため、今回申請を行った。」旨を聴取している。

一方、処分庁は審査請求人に対し「就職が決定した場合は連絡するように伝え」たものの、同日付で保護変更申請書に記載された転居理由①②については生活保護手帳P339問（第7の30）転居に際し敷金等を必要とする場合に該当しないとして、本件申請の却下を決定している。

処分庁は、審査請求人が就職活動を行っており、面接結果が年内か年明けを見込んでいると報告があった以上、その結果を聴取するなど事実関係を把握した上で本件申請について判断すべきであったと言える。

以上によれば、本件処分は、審査請求人の転居に際し、敷金等を必要とする場合に該当するかの判断において、重要な事実の基礎を欠いたものと言わざるを得ず、本件申請を却下した処分庁の判断は違法であり、本件処分は取消しを免れない。

- (3) また、本件処分は、審査請求人が、本件申請を行ったのに対し、処分庁がその申請を拒否した処分であるから、行政手続法第8条の適用を受けるものである。

同条第1項本文が、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならないとしている。この趣旨は、不利益処分（同法第2条第4号）の場合について定める同法第14条第1項本文と同様に、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を申請者に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解されるところ、同法第8条第1項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかについては、同法第14条第1項本文に基づく理由の提示と同様に、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る審査基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきものと解するのが相当である（最高裁判所第三小法廷平成23年6月7

日判決参照)。

また、提示すべき理由の内容及び程度は、単に抽象的に処分の根拠規定を示すだけでは、それによって当該規定の適用の原因となった具体的事実関係をも当然に知りうるような例外の場合を除き、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分がされたのかを、申請者においてその記載自体から了知しうるものでなければならないと解される(最高裁判所第一小法廷昭和49年4月25日判決参照)。

- (4) これを本件処分についてみると、本件処分通知書の理由の欄には、「生活保護手帳間(第7の30)〔転居に際し敷金等を必要とする場合〕に該当しないため」との記載があるのみである。

したがって、この判断については、課長通知第7の問30答全文を同封しても、処分理由の記載から「いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分がされたのか」は知ることができないと言わざるを得ない。本件処分の理由が弁明書のとおりであるとするならば、理由の記載としては、課長通知第7の問30答に記載されている18項目のどの項目について、申請内容や事実関係を適用して、どのように検討して、該当しないと判断したかを示すべきであったと言える。

したがって、本件処分通知書の記載は、行政手続法第8条第1項に規定する理由の提示として不十分というほかはなく、また、同項ただし書に当たらない場合であるから、上記手続上の違法を理由として本件処分を取り消すべきである。

なお、処分庁は弁明書の中で、審査請求人に対し、本件処分通知書とともに敷金等を必要とする場合の取扱いに関する課長通知の該当部分を送付したとしているが、単に該当部分を同封しただけでは本件申請が課長通知のどの部分に関連し、どのような理由で該当しないと判断されたのか分からず、不十分と言うほかない。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、本件処分は取り消されるべきである。

令和5年12月27日

審査庁 埼玉県知事 大野 元 裕



